

## 目次

Q1.	WEB 申請について.....	1
Q2.	WEB 公募申請について.....	3
Q3.	WEB 交付申請について.....	4

2017 年 4 月 25 日

### Q1.WEB 申請について

No.	質問	回答
1	WEB 申請とは何ですか。	<p>補助金の申請に必要な提出書類(様式)を、早く正確に作成できることを目的に、提出書類の作成を支援するWEBシステムを提供しています。センターホームページの<a href="#">「WEB申請マニュアル」</a>を参考にしてください。</p> <p>【センターホームページ <a href="http://www.cev-pc.or.jp">http://www.cev-pc.or.jp</a>】</p>
2	手続代行者が代行して作成してもいいですか。	<p>公募申請については、手続代行者が代行する事はできません。申請者本人がユーザアカウントを取得し、公募申請書類を作成してください。</p> <p>交付申請からは手続代行者へ依頼することが可能です。</p>
3	ユーザアカウントの作成ができません。	<p>使用されているパソコンの環境設定等を確認してください。</p> <p>【センターホームページ<a href="#">「WEB申請マニュアル」</a> P 3～5を参照】</p>
4	ユーザアカウントの作成をしましたが、メールが届きません。	<p>使用されているパソコンのメールの環境設定等を確認してください。</p> <p>受信拒否によりセンターへ戻ったメールは再送信しています。コールセンターへ確認してください。</p> <p>その際には下記の①～⑤の項目をお知らせください。</p> <p>①名前、②連絡先電話番号、③ユーザID、④ユーザ名、⑤メールアドレス</p> <p>【コールセンター:03-3548-9100 (平日 9:00-12:00、13:00-17:00)】</p>
5	ユーザアカウントの作成をしましたが、届いたメールが文字化けしています。	<p>文字化けしたメールの内容をそのまま返信してください。</p> <p>その際には下記①～④の項目を返信するメールにてお知らせください。改めてメールを送付します。</p> <p>①名前、②連絡先電話番号、③ユーザID、④ユーザ名</p>
6	ユーザ種別を「工事業者」にしてユーザIDを登録しましたが、申請書が作成できません。	<p>ユーザ種別が「工事業者」の場合は、機能に制限がかかります。申請書の作成や印刷はできません。</p> <p>公募申請時の工事申告書(様式4)、実績報告時の工事実績申告書(様式10)の作成を工事施工会社に委託する場合にユー</p>

No.	質問	回答
		<p>ザIDを追加作成してください。</p> <p>(注) 複数申請する等、複数の異なる工事施工会社のユーザを追加する場合は、申請書データの共有範囲に注意してください。ユーザグループ内では相互に参照が可能となります。問題がある場合は新たに別のユーザアカウントを取得し別のユーザグループを作成してください。</p>
7	WEB申請になっていますが、パソコンがありません。申請できますか。	<p>申請者からの連絡があれば、必要書類を送付します。</p> <p>コールセンターへお問い合わせください。</p>
8	申請書の印刷ができません。	<p>申請書が確定になっていますか。</p> <p>作成終了後に必ず確定ボタンを押し、確定してください。印刷が可能となります。</p> <p>または使用されているパソコンの環境設定等を確認してください。【センターホームページ <a href="#">「WEB申請マニュアル」</a> P 3～5を参照】</p>
9	WEB申請で作成後にデータを送信するのですか。	<p>データの送信は必要ありません。</p> <p>作成された申請書を印刷し、押印の後に必要書類を添付してセンターへ送付してください。</p> <p>申請書類が期限内に到着することが必須となります。消印有効ではありませんので注意してください。</p>
10	申請書を確定した後に修正はできますか。	<p>確定した後も修正は可能です。</p> <p>必ず修正後に再度確定をし、申請書を全て印刷してください。</p> <p><b>申請書を印刷した後に修正・確定した場合は、必ず申請書を全て印刷し、最新の申請書にて申請をしてください。</b></p> <p>申請書の提出後に確定した内容は変更しないようにしてください。提出書類と申請データに差異がある場合、書類の再提出が必要になる等、申請書の受理ができませんので注意してください。</p>
11	WEB申請で申請書を作成し一時保存しました。作成した内容は削除できないのですか。	<p>「削除」はできません。</p> <p>公募申請→交付申請→実績報告と同一の審査管理番号にて管理されています。一度削除されたデータは復元不可の為、誤って削除しないように「削除」のツールはありません。</p> <p>センターにて送付された申請書が受理されるまで申請受付にはなりませんので、新規に作成した申請書にて申請可能です。</p> <p>削除を希望する場合は、センターにて削除しますので連絡してください。</p>

## Q2.WEB 公募申請について

No.	問合せ内容	回答
1	「公募申請書（様式1）」等、公募申請時に必要な書類はどこにあるのですか。	センターホームページのWEB申請にて「公募申請書（様式1）」を作成してください。確定後にその他の様式が「様式類ダウンロード」欄よりダウンロード可能となり、パソコン上にて作成することができます。
2	工事申告書(様式4)について教えてください。	<p>公募申請時に提出が必須の書類となります。</p> <p>「公募申請書(様式1)」を確定後に作成が可能となります。</p> <p>設置にかかる全ての見積書を参照し、下記の順番にて、それぞれの項目ごとに選択もしくは記入し、完成してください。</p> <p>①「様式4-1」・・・工事額(税抜)</p> <p>②「様式4-2」・・・工事の仕様や工法等</p> <p>③「様式4-3」・・・充電設備または課金装置の運用や利用方法等</p> <p>「工事申告書(様式4)」に申告された金額および工事の内容をもとに「申告額」、「設置工事補助金申請額」が算出されます。</p> <p>「工事申告書(様式4)」を確定すると「公募申請書(様式1)」に反映されます。確認した後、再度「公募申請書(様式1)」を確定することで印刷が可能となります。</p>
3	充電設備の型式を間違っ入力したことに気づきました。修正はできますか。	<p>確定した後でも修正は可能です。</p> <p>修正後に再度確定をする必要がありますので、注意してください。</p> <p>また、「工事申告書(様式4)」の確定をした後に、充電設備の内容を修正した場合は、「工事申告書(様式4)」に入力した内容が全て消去されます。最初から作成をやり直す必要があります。</p>

### Q3.WEB 交付申請について

No.	質問	回答
1	「交付申請書（様式3）」はどこにあるのですか。	本補助金は公募申請にて採択された方のみが、交付申請可能となっています。 採択通知書が発行されるとWEB申請画面にて「交付申請書（様式3）」の作成が可能となります。
2	交付申請時に必要な様式はどこにあるのですか。	その他の必要様式は「交付申請書（様式3）」確定後に「様式類ダウンロード」欄よりダウンロードが可能となり、パソコン上にて作成することができます。